



## 「千葉市貧困対策アクションプラン」の策定について

千葉市では、生活困窮者に寄り添った包括的な支援をより一層進めていくため、「千葉市貧困対策アクションプラン」(計画期間：平成30年度～平成32年度)を策定しましたので、お知らせします。

### 1 策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化はますます進展し、社会的孤立、地域力の低下等が現象として現れるとともに、家族や地域社会を取り巻く環境の変化により生活課題が複雑化・多様化し、対象者や課題を限定する縦割りの各福祉制度だけでは十分な対応ができなくなってきています。

こうした中で、千葉市では、平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法(※1)の施行に先立ち、平成25年12月に複合的な課題を抱えた方に対する包括的な支援窓口である千葉市生活自立・仕事相談センター(※2)を設置するとともに、平成29年6月には、生活保護に至る前段階における自立支援策の強化を図るため、庁内関係課等による包括的な支援を検討する組織を立ち上げました。そして、この組織を中心に、生活困窮者自立支援制度を核とした、生活困窮者に寄り添った包括的な支援をより一層進めていくための具体的な行動計画を示す「千葉市貧困対策アクションプラン」を策定しました。

#### ※1 生活困窮者自立支援法とは

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施等を行うための所要の措置を講ずることを内容とする法律。平成27年4月1日から施行され、同法を改正する法律案が平成30年通常国会に提出されているところです。

#### ※2 千葉市生活自立・仕事相談センターとは

生活困窮者自立支援法に基づく複合的な課題を抱えた方に対する包括的な支援窓口です。このセンターでは、経験豊富な相談員が懇切丁寧にひとり一人の悩みに応じた解決策を考え、寄り添いながら生活立て直しの手伝いをしており、平成29年度は約1,200件の新規の相談に対応しました。

### 2 本プランの策定経過

本プランの策定にあたっては、市民意識調査や関係機関への調査等を行った上で、平成29年11月に千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において審議を頂きました。平成30年2月には、パブリックコメント手続を実施し、同年3月に本プランを策定しました。

### 3 本プランの概要

本プランは、千葉市における課題と施策の方向性を6つの視点(①貧困リスクが高い者、孤立者の早期発見、②相談体制の強化・充実、包括的な相談支援、③多様なサービスの提供、支援体制の充実、④多様な主体とのネットワークの強化、⑤子どもへの対策、⑥健康の保持増進)から整理しています。

また、生活困窮者の中には、自ら相談に行けない、声をあげることが出来ない方もいることから、情報提供による「待ちの支援」から支援を必要とする方に「支援を届ける」仕組みへの転換を図ることを本プランの大きな柱としております。これまでは、生活困窮者が、各種保険料に係る納付手続や相談、障害や介護に係る認定申請、手続等で窓口を訪れた際には、千葉市生活自立・仕事相談センターに係る情報提供を行うに留まっていたましたが、今後は、生活困窮の端緒を発見した際には「情報共有シート」を作成・活用し、支援を必要とする方に係る情報を同センターと共有することで、同センター職員がアウトリーチ等を行い、支援を届ける仕組みを構築していきます。

### 4 添付書類

千葉市貧困対策アクションプラン(概要版)